

【改正の理由】

富田林市庁舎管理規則（平成 21 年富田林市規則第 4 号）において、動物の持ち込みについて規定されたことに伴い、旧杉山家住宅、寺内町センター、じないまち交流館、じないまち展望広場及び旧田中家住宅においても同様に市庁舎の運用と合わせるため、所要の改正を行うものです。

【改正の内容】

○重要文化財旧杉山家住宅条例施行規則（令和元年富田林市教育委員会規則第 2 号）の一部改正（第 1 条関係）

第 7 条中第 8 号を第 9 号とし、第 7 号の次に次の 1 号を加えます。

- （8） 動物（身体障害者補助犬法（平成 14 年法律第 49 号）第 2 条第 1 項に規定する身体障害者補助犬及び収容ケージ等に適正に保管した動物は除く。）を持ち込む行為をしないこと。

○富田林市立寺内町センター条例施行規則（令和元年富田林市教育委員会規則第 3 号）の一部改正（第 2 条関係）

第 10 条中第 10 号を第 11 号とし、第 9 号の次に次の 1 号を加えます。

- （10） 動物（身体障害者補助犬法（平成 14 年法律第 49 号）第 2 条第 1 項に規定する身体障害者補助犬及び収容ケージ等に適正に保管した動物は除く。）を持ち込む行為をしないこと。

○富田林市立じないまち交流館条例施行規則（令和元年富田林市教育委員会規則第 4 号）の一部改正（第 3 条関係）

第 10 条中第 10 号を第 11 号とし、第 9 号の次に次の 1 号を加えます。

- （10） 動物（身体障害者補助犬法（平成 14 年法律第 49 号）第 2 条第 1 項に規定する身体障害者補助犬及び収容ケージ等に適正に保管した動物は除く。）を持ち込む行為をしないこと。

○富田林市立じないまち展望広場条例施行規則（令和元年富田林市教育委員会規則第 5 号）の一部改正（第 4 条関係）

第 8 条中第 10 号を第 11 号とし、第 9 号の次に次の 1 号を加えます。

- （10） 動物（身体障害者補助犬法（平成 14 年法律第 49 号）第 2 条第 1 項に規定する身体障害者補助犬及び収容ケージ等に適正に保管した動物は除く。）を持ち込む行為をしないこと。

○富田林市立旧田中家住宅条例施行規則（平成２４年富田林市教育委員会規則第１０号）の一部改正（第５条関係）

第８条中第７号を第８号とし、第６号の次に次の１号を加えます。

- （７） 動物（身体障害者補助犬法（平成１４年法律第４９号）第２条第１項に規定する身体障害者補助犬及び収容ケージ等に適正に保管した動物は除く。）を持ち込む行為をしないこと。

富田林市重要文化財旧杉山家住宅条例施行規則等の一部を改正する規則

第 1 条 重要文化財旧杉山家住宅条例施行規則（令和元年富田林市教育委員会規則第 2 号）新旧対照表

現行	改正後（案）
（観覧者等の遵守事項） 第 7 条 旧杉山家を観覧する者及び旧杉山家において指定管理者が開催する催物等に参加する者(以下「観覧者等」という。)は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。 （１）～（７） （略） <u>（８）</u> （略）	（観覧者等の遵守事項） 第 7 条 旧杉山家を観覧する者及び旧杉山家において指定管理者が開催する催物等に参加する者(以下「観覧者等」という。)は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。 （１）～（７） （略） <u>（８） 動物（身体障害者補助犬法（平成 1 4 年法律第 4 9 号）第 2 条第 1 項に規定する身体障害者補助犬及び収容ケージ等に適正に保管した動物は除く。）を持ち込む行為をしないこと。</u> <u>（９）</u> （略）

第 2 条 富田林市立寺内町センター条例施行規則（令和元年富田林市教育委員会規則第 3 号）新旧対照表

現行	改正後（案）
（利用者等の遵守事項） 第 1 0 条 入館者及び利用者(以下「利用者等」という。)は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。 （１）～（９） （略） <u>（10）</u> （略）	（利用者等の遵守事項） 第 1 0 条 入館者及び利用者(以下「利用者等」という。)は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。 （１）～（９） （略） <u>（10） 動物（身体障害者補助犬法（平成 1 4 年法律第 4 9 号）第 2 条第 1 項に規定する身体障害者補助犬及び収容ケージ等に適正に保管した動物は除く。）を持ち込む行為をしないこと。</u> <u>（11）</u> （略）

第3条 富田林市立じないまち交流館条例施行規則（令和元年富田林市教育委員会規則第4号）新旧対照表

現行	改正後（案）
（利用者等の遵守事項） 第10条 入館者及び利用者(以下「利用者等」という。)は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。 （１）～（９） （略） <u>（10）</u> （略）	（利用者等の遵守事項） 第10条 入館者及び利用者(以下「利用者等」という。)は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。 （１）～（９） （略） <u>（10） 動物（身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）第2条第1項に規定する身体障害者補助犬及び収容ケージ等に適正に保管した動物は除く。）を持ち込む行為をしないこと。</u> <u>（11）</u> （略）

第4条 富田林市立じないまち展望広場条例施行規則（令和元年富田林市教育委員会規則第5号）新旧対照表

現行	改正後（案）
（使用者等の遵守事項） 第8条 入場者及び使用者(以下「使用者等」という。)は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。 （１）～（９） （略） <u>（10）</u> （略）	（入館者及び使用者の遵守事項） 第8条 入場者及び使用者(以下「使用者等」という。)は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。 （１）～（９） （略） <u>（10） 動物（身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）第2条第1項に規定する身体障害者補助犬及び収容ケージ等に適正に保管した動物は除く。）を持ち込む行為をしないこと。</u> <u>（11）</u> （略）

第 5 条 富田林市立旧田中家住宅条例施行規則（平成 2 4 年富田林市教育委員会規則第 1 0 号）新旧対照表

現行	改正後（案）
（入館者及び使用者の遵守事項） 第 8 条 入館者及び使用者は、次に定める事項を遵守しなければならない。 （ 1 ） ～ （ 6 ） （略） <u>（ 7 ）</u> （略）	（入館者及び使用者の遵守事項） 第 8 条 入館者及び使用者は、次に定める事項を遵守しなければならない。 （ 1 ） ～ （ 6 ） （略） <u>（ 7 ） 動物（身体障害者補助犬法（平成 1 4 年法律第 4 9 号）第 2 条第 1 項に規定する身体障害者補助犬及び収容ケージ等に適正に保管した動物は除く。）を持ち込む行為をしないこと。</u> <u>（ 8 ）</u> （略）